

原議保存期間	1年(平成33年3月31日まで)
有効期間	二種(平成32年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

警察庁丁運発第74号  
平成31年4月8日  
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長  
各方面本部長

指定自動車教習所の教習の標準の改正に伴う留意事項について(通達)

今般、教習方法の一部を変更するため、「指定自動車教習所の教習の標準について(通達)」(平成31年4月8日付け警察庁丙運発第14号)により、「指定自動車教習所の教習の標準」を改正した。

変更を行った教習方法の留意事項については、下記のとおりであるので、指定自動車教習所の指導監督を行うに当たり、誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 大型二輪免許又は普通二輪免許の技能教習における集団教習について

大型二輪免許と普通二輪免許の教習生を混在させた集団教習を行うことができることとしたが、次の点に留意し、安全かつ効果的な教習が行われるよう指導を徹底すること。

(1) 大型二輪免許と普通二輪免許の教習生を混在させて行う集団教習は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第1項の規定による大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習指導員の選任を受けている教習指導員に行わせるとともに、教習段階の異なる教習生を混在させて行う集団教習と同様に、色違いのヘルメットや胸番号、背番号等が記されたゼッケン等を活用し、個々の教習生に対して、免許の種類や教習段階に応じた適切な指導を行うことができる方法をとらせること。

(2) 年齢、性別、現有免許の有無や運転経験等を踏まえた教習生個々の技量の把握に努めさせるとともに、技量不足のため集団教習を行うことが困難、危険と認められる場合は、集団教習を行わせないこと。

また、教習生同士の教習内容、項目が著しく異なるなど、効果的な教習を行うことが困難であると認められる場合も同様である。

(3) 技量不足のため集団教習を行うことが困難、危険と認められる教習生については、管理者、教習指導員及び教習所職員間での情報共有を徹底させ、当該教習生の技量に応じた適切な教習を行わせること。

#### 2 高速道路での教習について

高速教習（準中型免許、普通免許の技能教習における「高速道路での運転」及び大型免許、中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許の技能教習における特別項目中の「高速道路等での運転」をいう。以下同じ。）において、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている場合でも自動車による教習を行うことができることとしたが、次の点に留意し、安全、円滑かつ効果的な教習が行われるよう指導を徹底すること。

- (1) 高速教習における教習コースは、できる限り複数のコースを設定させ、高速教習を行う際は、事前に天候、交通規制や交通混雑の状況等の情報収集に努めさせるとともに、高速走行の特性を知る上で、最も効果が高いと認められるコースにより教習を行わせること。

なお、今回の見直しにより、指定自動車教習所において、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第35条第7号に規定する教習計画書に変更が生じたときは、同第36条の規定により、当該教習計画書の変更に係る届出をさせること。

- (2) 50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況下で高速教習を行う場合には、高速度での走行時との相違点や留意点（速度感覚、車間距離、速度に応じた進路変更の方法等）について、教習指導員から補足の説明を行わせること。